製品保証
塗膜変褪色 10年
赤サビ/穴あき 10年

金属サイディング「はる・一番」
製品保証について

（元請業者様に対して下記保証を実施しています。）

ケイミュー株式会社では、金属サイディング「はる・一番」について、「製品保証」を実施しています。

保証内容

製品本体保証（赤サビ・穴あき・塗膜変褪色）について
（金属サイディング「はる・一番」）の本体材質において保証。
但し、切断端面や役物、施工部材は対象外とします）
①著しい赤錆発生のないこと。
　※著しいとは、製品を2m離れて目視し、製品特有の錆が目立たないこと。
　（錆の発生が全施工面積の5%以下であること）
②塗膜の劣化や腐食によって、鋼板表面に明らかな穴あきが認められないこと。
③著しい変褪色のないこと。
　※著しいとは、製品を2m離れて目視し、目立たないこと。
なお、上記保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものとします。

保証期間

製品本体保証（赤サビ・穴あき・塗膜変褪色）について、施工完了後10年間とします。
※但し、いずれも納入後6ヶ月を超えた商品を使用する場合は納入日から起算するものとします。
　また、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

保証条件

以下の1～ 5の条件をすべて満たすこととします。
1. 保証書が発行された物件。
2. 施工チェックリストが提出された物件。
3. 弊社が定めた「設計施工マニュアル」（施工当時の最新版）に従って、設計施工された日本国内の物件。
4. 弊社カタログおよび弊社設計施工マニュアル記載内容などに準じた施工、および適切なメンテナンスがなされていること。
   かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
5. 不具合が発見されたとき、元請業者様より速やか弊社にその不具合について通知していること。

保証対象者

元請業者様（住宅会社様、工務店様）を対象とします。保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部
または全部を第三者へ譲渡・承継し、あるいは担保の用に供することは出来ません。

補償方法

保証期間中に万一保証の内容に抵触する事態が発生した場合は、
弊社がその判断を実施した上で、不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度の性能
に修復させるものとし、下記の方法のいずれかを選択した上で、善処します。
1. 不具合部分の部分補修
2. 代替製品の無償提供
3. その他最も適切と認められた方法による補償

免責事由

保証期間中でも次の場合は、適用除外とさせていただきます。
1. 弊社の発行した設計施工マニュアルに記載する標準施工以外の施工、および保管、取り扱いに起因する場合。
2. 通常の環境条件下以外の苛酷な条件下、特殊な環境下で使用された場合。
   ●海岸線より5㎞以内又は融雪剤、凍結防止剤等により塩害発生のおそれのある地域。
   ●化学工場地域、温泉地域、酸・アルカリ・亜硫酸ガス等の相当量発生地域、高温度環境下、もらい錆、もらい汚れ。
   ●車の排ガス、ガス湯沸かし器等の燃焼機器の排ガス、焼却炉近くの影響によるもの
3. 地震・火災・台風などの天災地変およびその他不可抗力により発生した場合。
4. 施工後の外力（ボール、氷雪害等）に起因する場合。
5. 壁体内での内部結露など、サイディング裏面からの水分供給が原因の場合。
6. ボルト、ナット、釘、銅屋根等の異種金属との接触又は異種金属のもらい錆等に起因する場合。
7. 釘部の錆、加工時の切粉および付着物などを、清掃および補修を行わず放置したために発生した不具合。
8. 運搬・加工又は施工時に発生したキズ、変形およびその補修不備等に起因する場合、現場仕上げ塗料（補修塗料）塗布部分。
9. 防腐、防蟻などの化学薬品で処理された木材などとの組み合わせ使用により不具合が生じた場合。
10. 施主の故意、過失又は維持管理の不備、増改築に起因する場合。
   ●雨がかりしないため雨水による洗浄効果が期待できない部位のお手入れの不備によるもの
11. 沖縄県および海外に施工された物件。
12. 保証期間経過後に申し出たもの、又は保証期間内でも初期の損傷を弊社に適切な連絡を行わずに
   長期間放置したために生じた拡大損害の場合。
13. 契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による場合。
14. 保証書発行依頼書あるいは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があった場合。
15. その他、弊社の責に起因しない場合。

保証書発行申請手順

弊社指定の金属サイディング保証書発行申請書に必要事項を漏れなくご記入の上、施工完了後速やかに
弊社営業所へご提出ください。

以上